

■発注図書における用語の定義

公募型プロポーザル実施要領、優先交渉権者決定基準、要求水準書、提案様式集、その他添付資料及びこれらに関する質問回答書等(以下、「発注図書」という。)に使用する用語の定義は、下記の表に定めるところによる。

用語	定義
公募型プロポーザル実施要領(案)	
町	大熊町をいう。
本事業	「下野上スマートコミュニティ整備事業」をいう。
優先交渉権者	審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
実施設計業務	本事業のうち、実施設計を実施する業務をいう。
工事監理業務	本事業のうち、工事監理業務を実施する業務をいう。
整備工事業務	本事業のうち、整備工事を実施する業務をいう。
実施設計費	本業務で町が支払う対価のうち、実施設計業務に関する費用をいう。
整備工事費	本業務で町が支払う対価のうち、整備工事業務に関する費用をいう。
工事監理費	本業務で町が支払う対価のうち、工事監理業務に関する費用をいう。
参加者	本事業の設計、工事監理、整備工事能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体又は単体企業をいう。
設計企業	優先交渉権者のうち、実施設計に関する業務を行う企業又はそのグループをいう。
工事監理企業	優先交渉権者のうち、工事監理業務を行う企業又はそのグループをいう。
整備工事企業	優先交渉権者のうち、整備工事業務を行う企業又はそのグループをいう。
共同企業体	複数の企業により構成された特定建設共同企業体をいう。
構成員	共同企業体に属する企業をいう。
審査委員会	大熊町プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、町が設置した「下野上スマートコミュニティ整備事業設計・施工・工事監理公募型プロポーザル審査委員会」をいう。
優先交渉権者決定基準(案)	
町	大熊町をいう。
本事業	「下野上スマートコミュニティ整備事業」をいう。
発注図書	本紙の本文に定義するとおり。
一次審査	参加者から提出された一次審査書類をもとに、当該参加者が本事業のプロポーザルへの参加資格の有無についての審査をいう。
一次審査通過者	参加者のうち、一次審査(参加資格審査)を通過した参加者をいう。
二次審査	一次審査通過者本事業の基本的条件及び要求水準の充足状況の審査、価格の計算方法や妥当性を確認する審査、さらに過去10年間における実績の審査をいう。
二次審査通過者	二次審査(基礎審査・価格審査・実績審査)を通過し、三次審査の対象者と

【添付 A 1】

	なった参加者をいう。
三次審査	優先交渉権者決定基準に基づき、審査委員会において二次審査通過者の技術提案を確認し、提案の具体性・優秀性を評価する審査をいう。
技術提案書	様式集に基づき、参加者が作成・提出した技術提案書をいう。
次点交渉権者	優先交渉権者の次に優れた提案を行い、町と優先交渉権者との間で事業実施協定書の合意に関する交渉が整わない場合に、交渉権を有する者をいう。
契約書類	公募型プロポーザル実施要領5(4)に示す書類をいう。優先順位は同記載ア～カの順とする。
要求水準書(案)	
本事業	「下野上スマートコミュニティ整備事業」をいう。
本書	下野上スマートコミュニティ整備事業の要求水準書をいう。
町	大熊町をいう。
実施要領	下野上スマートコミュニティ整備事業公募型プロポーザル実施要領をいう。
受注者	本事業を町より受注した者をいう。
本施設	本事業で整備する電気設備等をいう。
計画地	本事業において下野上スマートコミュニティ整備事業を予定している敷地の範囲をいう。
優先交渉権者	審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
設計企業	優先交渉権者のうち、実施設計に関する業務を行う企業又はそのグループをいう。
整備工事企業	優先交渉権者のうち、整備工事業務を行う企業又はそのグループをいう。
工事監理企業	優先交渉権者のうち、工事監理業務を行う企業又はそのグループをいう。
事業運営受託者	発注者が今後選定する事業運営受託者をいう。